The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ハンナ・アーレントと社会契約説
Author(s)	黒瀬, 勉
Citation	メタフュシカ. 2001, 32, p. 99-111
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66651
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ハンナ・アーレントと社会契約説

黒瀬　勉

はじめに

アーレントの哲学において社会と社会的なるものの概念がもつ問題性は大きく、研究者によってその解釈と評価が行われている。[1] 社会と社会的なるものについて詳論している『人間の条件』で、アーレントは「社会は構成員が唯一の意見と関心を持つ一つの巨大家族の構成員であるかのごとく行為することをいつも要求する」(HC, 39, 41) と言い、「画一主義は社会に固有のものである」(HC, 41, 42) としている。さらに、アーレントの哲学で重要な概念である活動についても、「社会は、そのあらゆるレベルにおいて、活動の可能性を排除する」(HC, 40, 42) と述べている。

小論では、『人間の条件』、『革命について』、「市民的不服従」を中心にして、社会契約説と社会契約によって成立する社会についてアーレントがどのように考えているかを見る。そして、『人間の条件』での「社会は、そのあらゆるレベルにおいて、活動の可能性を排除する」というテーゼとは反対に、社会契約がもたらす社会は複数の活動する個人によって可能になること、また、人々は社会契約によってつくられた社会に権力を与えるが、その権力は公的領域を可能にし維持するとアーレントが考えていることを示す。また、アーレントの思想の基本構造と社会契約説には共通点が多いことを示す。[2]

一　『人間の条件』におけるロック解釈と約束の概念

アーレントのロック解釈

まず最初に、アーレントがどのようにロックを解釈しているかを見る。契約説の思想家で、『人間の条件』、『革命について』、「市民的不服従」を通じて重要なのはロックであり、さ

らに、『人間の条件』での社会的なるものの歴史の考察において、社会を財産所有者の社会と考えたロックは重要なターニングポイントになっているからである。アーレントによると、社会的なるものが台頭したのは、歴史的にみると、私的財産の保護が公的な関心になっていくのと同時で、社会は財産所有者の組織というかたちで公的領域へ入っていき、以後、ギリシア時代の公的領域と私的領域の区別が消滅し、両者はともに社会的なるものの領域に沈没していったのである（HC, 69, 66）。

ロックの契約説の中心概念は労働、財産、同意の三つで、これらは相互に関係しあう概念である。『人間の条件』によると、ロックがすべての財産（property）の源としての労働を発見して以来、労働は人間の活動力の中で最も評価されるようになる。ロックと彼の後継者たちが、財産や価値の起源として、さらには人間性の起源としての労働に執着した理由として、アーレントは、一七世紀以降に財産や富などのたえざる成長という現象に直面して、プロセス（過程）の概念が新しい時代と学問のキー概念となったことをあげている。そして、この新しい概念の典型に生命の過程がなり、人間の活動力の中で労働が生命の過程に最も合致しているので、労働が最も評価されるようになった（HC, 105, 111）。

ロックの関心は社会のルーツとしての私的財産制度にあり、彼の社会は財産所有者からなる社会である。アーレントによると、「財産は、富や専有とちがって、共通世界のうちでの私的に所有された分け前を示し、財産は人間の世界性のためのもっとも基本的な政治的条件である」（HC, 253, 292）。したがって、ロックが私的財産で理解しているものは、共通世界と接触があり、財産は労働過程の世界に対する無関係性を和らげる。ロックの財産所有者の社会では、労働者の社会あるいは消費者の社会とちがって、人間の配慮と懸念の中心に世界がある。アーレントの考えでは、財産は世界の中での安定性を与えるものだが、歴史的に見ると、宗教改革時代の土地収用以来、財産が与える世界の安定性は専有や生産の過程で掘り崩されていったが、ロックの場合、まだ世界喪失にいたっていない。人間を「労働する動物」と規定し、生命の過程に合致した活動力としての労働論を徹底的に展開したのがマルクスである。そして、アーレントの考えでは、この「労働する動物」の理念が現実になったのが消費社会で、そこでは物は現れるとすぐに、むさぼり食われ、使い捨てられ、物が現れては消えるというサイクルが永遠に繰り返される。これがアーレントの言う世界喪失で、そこでは人はもはや世界を生きていない。

『人間の条件』における約束の概念

一九五八年の『人間の条件』では、「契約説」という語は使用されてはいるが、詳しく議論されていない。アーレントが論じている事柄のなかで、社会契約説に関係するのは約束の概念である。アーレントの社会契約説の理解と受容の仕方の特徴がでているので、ここで約束に関する考察を見る。

活動が始める過程の不可逆性と予言不可能性に対する救済として、前者に対しては赦す能力、後者に対しては約束し約束を守る能力があるとされている（HC, 237, 263）。前者が過去の行為にかかわるのに対して、後者は不確実な未来にかかわる。アーレントは予言不可能性には二重の性質があるとし、それを自由な人間が複数存在するということから説明している（HC, 244, 270）。人間は自由な存在であるから、自分が明日何者になるか今日保証できない。また、行為する同じ能力をもつ複数の平等な人間たちからなる共同体では、自分の行為の結果を予言できない。約束する行為はこの二つの性質を持つ予言不可能性を少なくとも解消する。

ロックの場合、労働、財産、同意と契約は相互に関係しあう概念で、労働によって財産と所有権が生じ、この財産を保護することを主たる目的として、同意によって共同体が形成される。それに対して、『人間の条件』では、労働と活動は区別される人間の能力であり、約束に至るのは活動の予言不可能性に対する救済、少なくても部分的な解決のためである。このように説明される約束は労働と労働によって獲得される財産の問題と結びつきにくい。実際、以後、アーレントは社会契約説を論じても、約束を労働や財産に結びつけて考察することはない。近代の社会契約説において、所有権や財産の問題は中心的な位置をしめているが、アーレントの社会契約説では、財産の問題はあまり大きな意味をもっていない。二でみる『革命について』では、アーレントは財産と同意を関連づけてはいるが、そこでは約束は同意と明確に区別され、その違いが重要な意味をもっている。

二　『革命について』における社会契約説

社会契約説の基礎となる基本的な真実

この章では、『革命について』を中心にして、アーレントが社会契約説をどのように理解しているかを見る。そして、社会契約がつくる社会が『人間の条件』での社会と社会的なるものとはかなり異なるものであることを見る。

社会契約説が大きな意味をもってくるのは、六三年の『革命について』で、アーレントは社会契約説を図式的に二つに分けている。ここでは便宜的にそれを社会契約説Ⅰと社会契約説Ⅱと呼ぶ。三で見る一九七〇年の論文「市民的不服従」

でもこの区別がほぼ同じ内容で繰り返される。ただ、「市民的不服従」がロックの契約説を社会契約説Ⅰだとしているのに対し、『革命について』では、アーレントはロックが原初契約を社会契約説Ⅱと解釈したとしていて、ロックの契約説が社会契約説Ⅰであるとは言っていない。

社会契約説Ⅰ—個々人間の相互契約で、互酬性を基礎とし、平等を前提とする。その内容は約束であり、この契約によって、人々は結合して社会（societas）が形成される。自由で誠実な約束によって、新たな権力構造がつくられる。

社会契約説Ⅱ—社会と統治者の間の契約。この契約で、社会の構成員（個人）は自分の力と権力を断念して、政府を構成する。権力を得るのではなく、断念する。約束で結合するのでなく、単に政府に支配されることへの「同意」を表明しているにすぎない（OR, 170, 262）。

アーレントはピルグリム・ファーザーズからの初期植民者による開拓、政治共同体の形成などの経験について論じ、彼らは社会契約説については何も知らなかったが、その考えを実行に移したとし、社会契約の考えにアメリカが負っているものは巨大で計り知れないとしている（OR, 169, 260）。[3] アーレントは、歴史的事実として、社会契約説が彼らに影響を与えたと言うのでなく、彼らが発見したのは「社会契約説の基礎になっている少数の基本的な真実」（OR, 174, 268）だとする。植民者は、未知の地の自然に対する恐怖から、また不確実な未来に対して立ち向かっていくために、お互いに協力しあう必要があった。そして、一緒に結合して市民政治体をつくり、約束と合意によって「未来の不確実さの大海の中に安定性を与えた」（OR, 175, 270）のである。[4] アーレントが重視するのは人間のもつ約束する能力で、この能力によって未知の地に安定した新たな世界が創り出された。「約束し約束を守る人間の能力には、人間の世界形成能力の要素がある」（OR, 175, 270）。植民地アメリカで起こったことは、活動が権力の形成を導き、そのとき発見された約束と契約という手段によって権力が維持されたということである（OR, 176, 271）。これがアーレントの言う社会契約説の基礎となる「基本的な真実」である。

アーレントはこの基本的な真実を「活動の文法」と「権力のシンタックス」と呼んでいる（OR, 175, 270）。アーレントの考えでは、植民者は「政治活動の基本的な文法」と「権力のシンタックス」を発見したからこそ、生き延びることができた（OR, 173, 267）。「活動の文法」とは、活動は人間の複数性を要求する唯一の人間の能力であるということである。また、「権力のシンタックス」とは、権力は世界として間にある（in-between）空間に対してのみ適用される唯一の人間の

属性で、この空間によって人間は約束し約束を守ることによる創設行為で互いに関係し結びつくということである（OR, 175, 270）。こうした説明からわかるように、アーレントは『人間の条件』での活動と権力に関する考察をアメリカでの植民者の経験に適用しているのである。

「間にある」ということについて、『人間の条件』での説明を見ると、世界で共に生きるというのは、テーブルがその回りに座っている人たちの間にあるように、事物の世界は世界を共有する人々の間にあって、彼らを関係させ、同時に分離させるということを意味している（HC, 52, 53）。また、『人間の条件』では、権力は公的領域、つまり、活動し話す人たちの間の可能的な出現の空間を存在し続けさせるものとされ、権力が現実化するのは、言葉が現実を開示するために使用され、行為が関係を確立し、新しい現実を創造するために使われるときである、とされていた（HC, 200, 228）。社会契約の基礎になっている「基本的な真実」がアーレント哲学の基本概念に合致する。アーレントの哲学で重要な概念である複数性について言うと、ロールズが『正義論』で言っているように、契約という語自体が複数性の観念を示唆している。また、アーレントは、ものが公共的であるというとき、そのものが「最大可能な公開性」（HC, 50, 50）を持つとするが、これもロールズが言っているように、契約という語に「公開性」の条件が含意されている。[5]

これまで見てきたように、『人間の条件』での「社会は、そのあらゆるレベルにおいて、活動の可能性を排除する」というテーゼに対して、社会契約説では社会は活動する複数の個人が約束を結ぶことによって成立するのである。

約束と同意の問題

次に、約束と同意の概念について、『革命について』でアーレントがどのように考えているかを見てみよう。

三で見る「市民的不服従」とちがって、『革命について』では、アーレントは相互約束と同意の違いを強調し、真の正統的な権力は前者から生まれるとする。アメリカ革命の人々にとって、人々が集まり、約束や契約や相互誓約によって拘束しあう場合にのみ、権力が存在し、互酬性や相互性にもとづくこのような権力だけが正統的権力である。それに対して、国王や王子や貴族の「いわゆる権力は、相互性から生まれたものでなく、せいぜい同意にもとづくもので、偽りの強奪したものでしかない」（OR, 181, 294）。ところが、アーレントによると、ジェファーソンなどのアメリカ革命の人々の議論は、フランスなどと同じ用語で行われたために、「同意と相互約束、つまり、二つの社会契約説の基本的な違い」に気づかず、革命時の権力を誤って同意概念で説明したのである（OR,

177, 272)。

同意と約束の両者では、約束の方がより根本的で、より重きが置かれている。そして、アーレントによると、ロックは当時の社会契約説にしたがって、原初契約を権利と権力の政府もしくは共同体への委譲、つまり、相互契約でなく、個人が権威に対して自分の権力を断念し、生命と財産の保護と交換で、支配されることに同意するという協定であると解釈した（OR, 169, 261）。先に述べた社会契約説の二つの分類では、ロックは社会契約説Ⅱに関連づけられている。

このように、『革命について』でアーレントは財産と同意を関連づけているが、ロックで同意が問題になるのは、財産の保護のために共同体を形成するときだけでない。アーレントが取り上げなかったもうひとつの問題がある。それは、所有権の確立のときに、ロックが「同意にもとづく必要はない」と考えていることで、これが先住民との関係で問題となる。ロックの考えでは、「（共有のものから）どの部分を取るかは、共有者全部の明示の同意にもとづくのではない」[6]のであり、私が労働を加えたものは、だれの同意もなしに、私の所有物になるのである。ロックは「征服」論においては、外来の征服者が住民を統治するとき、その住民の同意の重要性を強調しているが、たんなる土地の占有にかんしては、他人の同意は必要ないと考えるのである。[7]

アーレントは「彼ら（プリマスの最初の植民者たち）はインディアンの土地を買い、自然の単純な原理に従って自分自身の政府を樹立したのであった。…彼らは立法、行政、司法の統治の全権力を、独立した個人間のオリジナルな契約の明白な根拠にもとづいて行使しつづけた」（OR, 310, 289）というジョン・アダムズの言葉を共感をもって引用している。しかし、現実はそんなきれいごとではすまなかった。先住民から土地を獲得するのに「買う」以外にも、さまざまな暴力的な方法があった。さらには、一七世紀ニューイングランドでは植民者と先住民の間で二度の戦争があり、いずれも先住民側の敗北に終わり、先住民社会は大きなダメージを受けた。[8]『革命について』で、アーレントはアメリカ革命を暴力に支配されたフランス革命と区別することに熱心で、アメリカでの植民者たちの暴力を軽視している。「アメリカ大陸の植民に役立った行為がどんなに罪深く、どんなに獣的であったとしても、それは一人の人間の行為にとどまっていた」（OR, 93, 138）という言葉からわかるように、アーレントは植民政策に暴力が構造的に内在しているとは考えないのである。アーレントが先住民の問題を無視したとは言えないが、彼女は真剣に取り上げることをしなかった。[9]

同じことを別の観点から述べると、一で述べたように、『人間の条件』では、約束するのは、万人が行為する同じ能力を

もつ平等な者からなる共同体での行為の結果の予言不可能性を乗り越えるためだった。この言葉からわかるように、約束するときに平等な者からなる共同体がすでに存在している、あるいは共同体が前提されている。『革命について』では、この共同体を構成するのは、互いに約束をかわし協力して困難な現実に立ち向かっていく植民者たちである。そうした約束の共同体から先住民は最初から排除されているのである。

三　「市民的不服従」における社会契約説

「市民的不服従」における同意の問題

社会契約説においては同意は重要な概念であるが、『人間の条件』のロック解釈では、労働と財産について論じても、それを同意概念に関連づけていない。また、『革命について』では、同意概念が問題になってはいるが、そこでは同意と相互約束の違いが強調されていた。ここで見る論文「市民的不服従」において、同意概念がこれまで以上に重要なものとなり、社会契約説にふさわしい位置をしめるようになる。

六十年代アメリカの公民権運動、ベトナム反戦運動など、第一級の憲法上の危機は二つの異なる原因によってもたらされており、それをアーレントはいずれも同意概念に関連づけて説明している。原因の第一は、行政府が頻繁に憲法に対して挑戦しており、憲法にもとづく手続きに対する人民の信頼が失われてしまったことである。同意が撤回されたのである(CD, 89, 92)。第二は、公民権運動の場合で、「黒人やインディアン」がアメリカ共和国の最初の「全員の同意」に含まれていなかったことが自覚されたことである(CD, 90, 82)。暗黙の同意というよりも、暗黙のうちに彼らは排除されていたのである。アフリカ系アメリカ人は「全員の同意」を認めない。遅ればせに、「全員の同意」にアフリカ系アメリカ人を入れようとしても、彼らはそれを信用しない。こうした言葉からわかるように、二で見た『革命について』とくらべると、アーレントはアメリカの先住民や奴隷制の問題をより真剣に考えるようになっている。アメリカ共和国の危機から、アーレントは社会契約説における同意概念の重要さを一層認識したのである。

法的根拠にもとづいて法の違反を正当化することは一般的に困難である。アメリカ法においても、それが法である以上、市民的不服従を正当化するのは困難である。アーレントが主張するのは法的正当化よりも、市民的不服従がアメリカ法の精神と両立しうることである。アーレントのいう法の精神とは、特定の法体系のもとで暮らしている人々が、それによって暮らし、それによって行動する気になる原理のことである。アーレントの考えでは、アメリカ法の精神は同意であり、同意

こそ、アメリカ法の精神にしてアメリカの統治の真髄である(CD, 85, 77)。そして、この同意は相互に拘束する契約の観念にもとづいている(CD, 94, 86)。

アーレントは同意をアメリカ法の精神であるとするが、そのさい、同意という語はアメリカ的に理解されたものであると述べている。アーレントがわざわざこう書くのは、二で述べたように、『革命について』において、同意からは真の権力が生まれず、同意にもとづくのは国王や貴族の「いわゆる権力」であり、「いつわりの強奪した権力」であるとしていたからである。また、アメリカ革命を担った人たちは相互約束と同意の基本的な違いに気づかず、不適切な仕方で同意という語を使用したとしていたからである。『革命について』では、同意と約束の違いが強調されていた。これに対し、「市民的不服従」では、アーレントはアメリカ的理解での同意は、次に見る水平型の社会契約説に依拠しているとし、それは「公共の利益にかんするすべての事柄を能動的に支援し、継続的に参加するという意味」(CD, 85, 77)であるとする。また、「同意の道徳的内容は、あらゆる協定や契約の道徳的内容と同様に、それを守るところにある。この責務はあらゆる約束につきものである」(CD, 92, 85)と、約束と同意は不可分、あるいは約束が成り立つためには同意が必要であるとする。

市民的不服従の正当化

「市民的不服従」において、アーレントは社会契約説を垂直型と水平型の二つに分けている。[10] 前者はホッブズ的な契約で、各個人は自分の安全を確保するために世俗的な権威者と協定を結び、その保護と交換にすべての権利と権力を放棄する。アーレントの考えでは、この契約は統治のアメリカ的な理解と両立しない。この契約は政府の権力の独占を要求し、個人は身の安全が保障されても、すべての権利と権力をもたない。後者はロック型の社会契約で、これがもたらすのは政府でなく社会である。この社会は、相互に結びつきをつくった後に政府についての契約を結ぶ各個人の同盟を意味している。この契約は各個人の権力は制限するが、社会の権力はそのままにしておく(CD, 86, 78)。アメリカ的に理解された同意はこの水平型の社会契約にもとづき、アメリカの共和政の原理である。

「市民的不服従」と『革命について』では、ロック思想の解釈がちがっている。二で見たように、『革命について』では、ロックは原初契約を相互契約でなく、個人がより高い権威に対して自分の権力を断念し、生命と財産の保護と交換で支配されることに同意することの協定と解釈したとある(OR, 169, 261)。これに対して、「市民的不服従」では、ロックの契約説を社会をつくる水平型の契約説としている。ただ、ロッ

クの水平型の社会契約説の説明で、各個人が相互に結びついた後に政府についての契約を結ぶとアーレントが言っているのは、ロックの契約説からは逸脱している。この契約は「統治契約」を意味するのだろうが、ロックの場合、政府の成立は契約によってでなく、信託によってである。[11] 一方、アーレントがロックの社会契約がもたらすのは社会であって、政府でないとしているのはそのとおりで、『市民政府論』では、政府の解体と社会の解体が明確に区別され、社会が解体すると政府は存続できないのに対し、政府が解体すると、社会は自己保存の権利を行使して新しい立法府をつくることができるとされている。社会は専制を逃れるだけでなく、専制を予防する権利をもつ。[12] アーレントはロックの社会概念に依拠して市民的不服従を正当化する。

ロールズ、ドゥウォーキン、ハーバーマスの市民的不服従論と比較してみると、アーレントの市民的不服従論はかなりユニークなもので、その特徴はアメリカ革命に依拠し、アメリカ革命を参照しつつ議論を展開していることである。アーレントのアメリカ革命論はトクヴィルの『アメリカの民主政治』に多くを負っている。「アメリカ革命が勃発した。人民主権の教義はタウンシップから出て、政権を勝ち取った」(OR, 166, 257)。[13] しかし、この革命精神の「飼育場」であるタウンシップ(コミューヌ)とタウンホールでの集会がアメリカ憲法に織り込まれなかった。『革命について』では、アーレントはそこにアメリカ革命の死を見ていたが、六〇年代の一連の憲法上の危機で、アメリカの「最古の伝統」が市民的不服従というかたちでよみがえった。市民的不服従は「アメリカの最古の伝統にぴったり一致しており」、アメリカ革命で出現した「自発的結社の最新の型」(CD, 96, 88)であるというのがアーレントの主張である。アーレントの考えでは、自発的結社は、制度の失敗、人間のあてにならなさ、不確実な未来に対するアメリカ独自の救済策であり、未来に立ち向かうための伝統的な道具である(CD, 102, 95)。市民的不服従と自発的結社はアメリカ以外では知られていない現象であるとまで言っている(CD, 98, 90)。さきほどあげた三人の思想家の中で、契約説の立場を取っている点において、アーレントと共通するのはロールズであるが、それでも、ロールズは市民的不服従を正当化するのにアメリカ革命に依拠することはない。[14]

社会契約がつくる社会は公的領域になりうる

ベンハビブはアーレントの著作での社会には三つの意味があるとし、その中で、『ラーエル・ファルンハーゲン』のサロンでの社交性の意義を強調している。[15] アーレントにおける社会的なるものの再読が、近代的状況で公的世界の再生の意味について考える道を切り拓いてくれるというのがベンハビブ

の主張である。公的生活の再生が、国家の強化でなく、国家から独立した政治的領域の成長を意味しているなら、それは市民社会、アソシエイショナルな社会においてである、とベンハビブは言う。本小論がテーマとする社会契約がつくる社会の意味は、ベンハビブの区分で言えば、第三の意味に近い。しかし、アソシエイショナルな社会を考えるのに、ベンハビブがサロンでの社交性を引き合いに出すのには賛成できない。というのは、アーレント自身が言っているように、ルソーが反抗した上流社会のサロンは無数の多様な規則を押し付け、自発的な活動を排除し、画一的な行動を期待するものだからである（HC, 40, 42）。アソシエイショナルな社会には、サロンでの社交性よりも、社会契約がつくる社会の方が適合している。実際、アーレントは社会契約説を論じるとき、アメリカ革命時の自発的な結社（アソシエイション）を念頭においている。[16]

ロックの水平型の社会契約では、政府が解体しても、「いったん設立された社会の権力はそのまま保持される」（CD, 86, 79）とアーレントは言っているが、この「社会の権力」はいかなるものか。それは『人間の条件』での公的領域を存続させるものとしての権力だろう。先にも引用したが、『人間の条件』では、権力は公的領域、つまり、活動し話す人たちの間の可能的な出現の空間を存在し続けさせるものとされ、権力が現実化するのは、言葉が現実を開示するために使用され、行為が関係を確立し、新しい現実を創造するために使われるときだとされていた。そして『革命について』では、こうした権力概念を使って社会契約説の基礎が説明されていた。社会契約によって成立する社会は公的領域になりうるもので、社会の権力はその領域を存続させるものである。さきほどのベンハビブの言葉をかりると、アーレントにおいては、公的世界の再生が社会契約による社会、アソシエイショナルな社会によって考えられている。こうした社会契約がつくる社会と、『人間の条件』での社会と社会的なるもの、つまり、公的領域を飲み込んでしまう社会的なるものはまったく正反対のものである。アーレントの思想において、まったく正反対の社会概念が存在している。

これまでアーレントの社会契約説論を見てきたが、そこからわかったことは、社会契約説には彼女の思想と共通するものが多いということである。カノヴァンもそのことを指摘している。アーレントは政治の世界で予期しえなかった新しいことを始めることに大きな意義を認めている。社会契約説では、契約による新たな共同体の創設という始まりが問題となっており、その点で、アーレントの考えに共通するのである。[17]その一方で、アーレントには自分に都合のいい仕方で社会契約説を援用していると言っていい面もある。一の最後に述べ

たことだが、ロックの社会契約説では財産の問題は中心的な位置をしめているのに、アーレントはロックによりながらも、財産の問題に重きを置かない。なぜそうなるのか。これも一で見たように、財産は世界の中で安定性を与えるから、ロックの場合はまだ世界喪失にいたっていない。しかしそれでも、ロックの財産所有者からなる社会は、数世紀の発展の後に、大衆社会へと発達し、そして大衆社会では公的領域は社会的なるものに征服され、公私の区別は社会的なるものの領域で消滅する。アーレントが社会契約説で所有権と財産の問題に重きを置かないのは、ロックの財産所有者からなる社会において、将来大衆社会に発展していく社会的なるものの台頭が思想的に表現されているからであろう。[18]

(注)

『人間の条件』、『革命について』、「市民的不服従」からの引用については、それぞれをHC、OR、CDと略記し、引用箇所は、最初に原書のページ数を、次に参考した翻訳書のページ数を示した。

The Human Condition, The University of Chicago Press
『人間の条件』志水速雄訳　中央公論社
On Revolution, PENGUIN BOOKS
『革命について』志水速雄訳　筑摩書房　ちくま学芸文庫
Civil Disobedience, Crises of The Republic, A Harvest Book
「市民的不服従」山田正行訳（『暴力について』みすず書房）

(1) カノヴァンの『ハンナ・アレントの政治思想』（寺島俊穂訳、未来社、一七五頁）によると、アーレントの社会概念には二つの意味がある。一つは、ギリシアの私的領域との類推で、つまり、肉体的必要、労働と束縛の領域だった家政との類推で考えられている社会で、近代社会はこの私的領域が膨張したものと見なすことができる。もう一つは、上流社会とその作法と悪徳という意味での社会の観念である。その社会では外観だけが重要で、画一性が支配する。

『ハンナ・アーレントとフェミニズム』（岡野八代・志水紀代子訳、未来社、二〇〇一年）では、ピトキンとベンハビブの二つの論文で、社会と社会的なるものの問題がテーマとなっている。ベンハビブの論文「パーリアと彼女の影」によると、アーレトの著作において、「社会」という語には三つの意味が見いだされる。第一は、社会的なるものは資本制における商品交換経済の成長を指している。第二は大衆社会の局面を示している。第三はこれまでもっとも検証を受けていないもので、社会的なるものは「社交性」、つまり、市民社会と市民的な協同体（シヴィック・アソシエイション）における生活のあり方を意味している。（一四三頁）

ピトキンの論文には注（4）で言及した。

(2) 「社会契約がもたらす社会」あるいは「社会契約がつくる社会」と書いたが、「もたらす」と「つくる」はアーレントの英語表現ではbring aboutである。

(3) ピルグリム・ファーザーズの「メイフワラー・コンパクト」をルソーの社会契約の典型であるとし、アメリカ合州国の原点であるとしたのは、六代目大統領となったジョン・クィンシー・アダムズの一八〇二年の演説においてである。創られる国家の起源とその神話化。大西直樹『ピルグリム・ファーザーズという神話』講談社、一九九八年、一三二頁。

(4) 「不確実さの大海」という表現は『人間の条件』の「約束の力」を説明している箇所でも使われている。（HC, 244, 271）アーレントは約束を不確実な未来にできるだけ確実性を与えるものと考えている。

ピトキンの論文「画一主義、家政、そしてブラップの襲撃」は、『人間の条件』において「社会」と「社会的なるもの」という語が一緒に使われている動詞を調べた研究を引用している。それによると、その他の存在物を「吸収する」、「むさぼり食う」とか、領域に「侵入する」、「征服する」などが使用されている。そこからピトキンは「まるでSF小説のようだ。…悪魔のような怪物ブラップが宇宙から現れ、わたしたちを追い払い、わたしたちの自由と政治につかみかかる」（八一頁）と述べ、アーレントが社会を人間の「意図的な決定と目的」とは関わりのない「不可抗力的な力」として描いたとする。（岡野・志水訳前掲書、八七頁）ピトキンの解釈では、社会は悪魔のようなブラップと言われて、非合理的と言っていいイメージが与えられている。

これに対して、小論がテーマとする社会契約では、当事者たちは自分の行為プランを合意によって調整する。将来の行為が合理的に相互調整される。それによって、未来が確実に予見できるようになる。ロールズは『正義論』で、契約説の用語を使う利点として、正義の原理が合理的人間によって選択されたとすることで、正義論を合理的選択の理論の一部とすることをあげている。社会契約によって成立する社会は、人間の意図と目的とは関わりのない「不可抗力的な力」ではない。

(5) John Rawls, A Theory of Justice, Belkapp Harvard p.16 矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店一三頁

(6) ロック『市民政府論』（鵜飼信成訳　岩波文庫）二八、三四頁

(7) アメリカ先住民との関連で、ロック『市民政府論』における財産の問題点については三浦永光著『ジョン・ロックの市民的世界』（一九九七年、未来社）を参照。植民者が「荒蕪地」を占取すること、また先住民に十分な土地を残しておくことを条件として、ロックはアメリカ植民を容認した。しかし、この二つの条件よりも重要なこととして先住民の同意が挙げられるべきなのに、ロックは土地の占取の条件に同意は必要ないとする。（一二三頁）ロックの思想には現実の植民政策と相容れない点もいくつかあるが、それはあくまで、ロックの言葉が理論的に相容れないという意味であって、ロックが実際に植民政策をはっきり批判したのではない。（一二八頁）

(8) 植民者たちが土地を獲得するために考え出したさまざまな方法については、三浦前掲書、一一六頁。また、一七世紀ニューイングランドで起こった植民者と先住民の二度の大きな戦争については、同じく三浦前掲書、一一七頁以下を参照。また、大西前掲書、「第三章　プリマス植民地の影」を参照。

(9) この問題にかんして、高橋哲哉「赦しと約束」（日本哲学会雑誌『哲学』、法政大学出版局、一九九八年）を参照。暴力に走ったフランス革命と違って、アーレントはアメリカ革命は「一種の象牙の塔のなかで行われたかのようである」と、暴力と無縁であったかのごとく言っている。しかし、実際は、アメリカ革命の人々の「活動」は先住民や奴隷貿易などの「根源的暴力」の否認の上にあったのである。

(10) 『革命について』と「市民的不服従」を比べてみると、二つの社会契約説の内容はほぼ同じで、ホッブズ型が社会契約説Ⅱに、ロック型は社会契約説Ⅰに相当する。しかし、全く同じというわけではない。同意概念の位置づけがちがっている。ホッブズ型では、「協定」という語が使われ、「同意」という語を使っていない。

(11) ロック前掲書一四九、一五一頁

(12) ロック前掲書二一一、二一三頁、二二〇、二一九頁

(13) A・トクヴィル『アメリカの民主政治』井伊玄太郎訳、講談社学術文庫上巻一一七頁。

(14) ロールズ「市民的不服従の正当化」（『公正としての正義』田中成明編訳、木鐸社、一九七九年）、ドゥウォーキン「市民的不服従」（『権利論』木下毅他訳、木鐸社、一九八六年）、ハーバーマス「市民的不服従」（『新たなる不透明性』河上倫逸監訳、松籟社、一九

九五年)。

(15) 三つの意味については、注(1)で述べた。

(16) アーレントの著作には、アメリカ革命の人々の以外にも、危機的な、あるいは革命的な状況で自発的に結集し、協力して事態に対処していく人びとの例がいくつか登場する。フランス革命のときのパリで出現したコミューン、ロシア革命のときのソヴィエト、ハンガリー革命のときの評議会。さらに、ドレフュス事件のときにドレフュスを擁護するために集まった人びとも危機的状況で結集した人たちと言えるであろう。

(17) カノヴァン前掲書、一五六頁。カノヴァンは両者の共通性を指摘してはいるが、社会契約説の社会概念について詳しく論じていない。

(18) 現代的な「大衆社会」と区別される古典的な「市民社会」観念の形成者としてのロックの政治思想については、松下圭一著『市民政治理論の形成』(岩波書店、一九五九年)を参照。

(くろせつとむ　近畿大学非常勤講師)